復興支援情報

東日本大震災で被害に遭われた被災者の一日も早い復興のために、新たに追加された支援制度などをお知らせします。

税の軽減・免除追加措置

問税務課 ☎㉓2162

税制改正により、震災で被害を受けた人は、次の市税の軽減措置等を受けられます。

1 住宅などに被害を受けた場合の市県民税の軽減措置

住宅・家財・自家用車などに損害を受けた人は、所得税と同様に、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除することにより市県民税の軽減措置を平成二十三年度から受けることができます。

また、損失額が大きく、雑損控除額が引ききれない場合の損失の繰越しが五年となります。

所得税の確定申告で雑損控除を申告していれば、市県民税の手続きは不要です。

ただし、平成二十三年度市県民税について市県民税の減免の適用を受けた人は、翌年度分から雑損控除の適用を受けた方が有利になる場合があり、この場合、市県民税の申告が必要です。

2 住居等に被害を受けた場合の固定資産税の軽減措置

滅失・損壊した住宅の敷地の固定資産税は、申告により引き続き住宅用地として軽減措置を翌年度からも受けることができます。

また、滅失・損壊した家屋の買い替えなどをした場合は、それらに係る固定資産税について軽減措置を受けることができます。

3 被災した軽自動車などに係る税の扱い

震災により滅失・損壊した軽自動車には、軽自動車税は課税されません。また、被災した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合、平成二十三年度から二十五年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。

※用途（自家用・営業用）を変更して取得する場合は、対象になりません。

加入する生命保険が分からないとき

問災害地域生保契約照会センター☎0120-001-731

家屋の流失などで保険に関する手掛かりがなく、加入していた生命保険が分からず保険金の請求を行うことが困難な場合には、災害地域生保契約照会センターまでお問い合わせください。

協会に加盟している生命保険会社四十七社のすべての契約の有無を調べます。

※生命保険会社は、保険料払い込み猶予などの特別取り扱いについて、契約者に通知していますが、まだ連絡がない場合は、加入している生命保険会社に現在の連絡先を伝えてください。

※保険金の請求手続き、保険料支払いで不明なことは、各生命保険会社の相談窓口、または生命保険相談所☎0120-226-026でも相談を行っています。

義援金の配分

問社会福祉課 ☎㉓6012

全国から寄せられた義援金を被災者に配分するための支給申請を受け付けています。

■対象となる世帯

❶人的被害（死亡者の遺族、行方不明者の家族および一カ月以上の負傷を負われた人）

❷住家被害（り災証明書により半壊以上の被害を受けた世帯。アパートなど居室単位で生計を立てている世帯も対象となります。

❸会社等を解雇された人（震災が原因で解雇や内定を取消しされた人）

※既に義援金を申請した人で、六月十七日までに指定口座に入金されている人に対しては、あらためて申請がなくても表中（）の額を追加配分します。

■申込

社会福祉課または各総合支所保健福祉課

義援金の支給額および申請に必要な書類

対象者	大崎市	宮城県	合計	必要な書類
死亡者	18万円	50万円（15万円）	68万円	印鑑、預金通帳の写し、運転免許証や健康保険証など申請者を確認できる書類、死亡診断書、住民票除票
重傷者	9万円	ー	9万円	印鑑、預金通帳の写し、運転免許証や健康保険証など申請者を確認できる書類、診断書
全壊（焼）	18万円	45万円（10万円）	63万円	印鑑、預金通帳の写し、運転免許証や健康保険証など申請者を確認できる書類、り災証明書
大規模半壊	9万円	25万円（7万円）	34万円	
半壊	9万円	20万円（2万円）	29万円	
解雇または内定取り消し	5万円	ー	5万円	印鑑、預金通帳の写し、運転免許証や健康保険証など申請者を確認できる書類、離職票、資格喪失証明書、退職証明書、内定取り消し通知など

※（）内の金額は、既に配分を受けた人に対し、宮城県から追加配分される金額です

介護保険サービス利用者負担の減免

問高齢介護課 ☎㉓6125

震災で被災し、介護保険の介護認定を受けている人が、震災により介護サービスなどの利用料の支払いが困難な場合、申請して免除認定証の交付を受けることで、利用料が免除されます。

■対象者

介護保険認定を受けて介護サービス等を利用している被保険者（震災の発生以後本市に転入された人も含む）で表の❶～❻のいずれかに該当する人

■免除される費用

介護サービス利用料の一割負担分と、ショートステイ、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の食費と居住費です。それ以外は自己負担になります。

■免除期間

介護サービス利用料▼平成二十四年二月二十九日まで

食費・居住費▼平成二十三年八月三十一日まで

■申請場所

高齢介護課または各総合支所保健福祉課

介護保険サービス利用料

対象者	必要な書類
❶住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人	介護保険被保険者証、印鑑、り災証明書
❷主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人	介護保険被保険者証、印鑑、り災証明書、死亡事項が確認できる書類・医師の診断書など
❸主たる生計維持者が行方不明の人	介護保険被保険者証、印鑑、警察に届け出している行方不明者届けなど
❹主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人	介護保険被保険者証、印鑑、事業の廃止・休止届など
❺主たる生計維持者が失業し、収入がない人	介護保険被保険者証、印鑑、離職票、資格喪失証明書、退職証明書など
❻原発の事故に伴い、政府避難指示、計画的避難区域及び緊急避難準備区域に関する指示の対象となっている人	介護保険被保険者証、印鑑、避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

国民年金保険料の減免

問市民課 ☎㉓6079
古川年金事務所 ☎㉓1203

震災により、住宅、家財、その他の財産について、おおむね二分の一以上の損害を受けた場合、本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

ただし、将来、老齢基礎年金を受給する場合、免除期間は年金額が減額されます。免除された期間は、十年以内であれば、保険料を「追納」することができます。

■免除期間と申請期限

免除期間	申請期限
平成23年2月～6月	平成23年8月1日
平成23年7月～平成24年6月	平成24年7月31日

■申請に必要なもの

年金手帳、印鑑、国民年金被災状況届（申請窓口にあります）、申請する人が同一世帯員以外であれば委任状

※震災前の財産の概要とその価格を把握してきてください。

■申請窓口

古川年金事務所、市民課または各総合支所市民税務課

定期予防接種の特例

問健康推進課 ☎㉓5311

震災によってやむを得ない事情が生じ、定期の予防接種の対象年齢を過ぎ、接種機会を逃してしまった人は、八月三十一日㈬までの間は定期予防接種の対象者として市内指定医療機関で無料で接種できます。

■定期予防接種の種類と特例

三種混合、二種混合、麻しん風しん混合ワクチン、日本脳炎、BCG

※予診票（健康推進課・各総合支所保健福祉課で再交付します）と母子健康手帳を忘れずに持参してください。

予防接種料の還付について

特例の対象となった人で、すでに予防接種料を払って接種を受けた場合は、還付します。

■還付申請に必要なもの

❶領収書
❷母子健康手帳
❸通帳（保護者）
❹印鑑

■申込

健康推進課または各総合支所保健福祉課

特定健診受診料の免除

問健康推進課 ☎㉓5311

国民健康保険に加入している人で、震災で被害を受けた人は、特定健康診査の受診料千二百円を免除します。

■対象者

震災により住宅が全半壊するなどの被害を受け「国民健康保険一部負担金免除等証明書」の交付を受けた人

■免除の方法

健診会場または健診実施医療機関で「国民健康保険一部負担金免除等証明書」を提示することで免除を受けられます。

受診料の還付について

免除対象となった人で、すでに受診料を払って受診している場合は、還付します。

■還付申請に必要なもの

❶領収書
❷国民健康保険一部負担金免除証明書
❸国民健康保険被保険者証
❹通帳（世帯主または本人）
❺印鑑

■申込

七月十一日㈪から健康推進課または各総合支所保健福祉課